

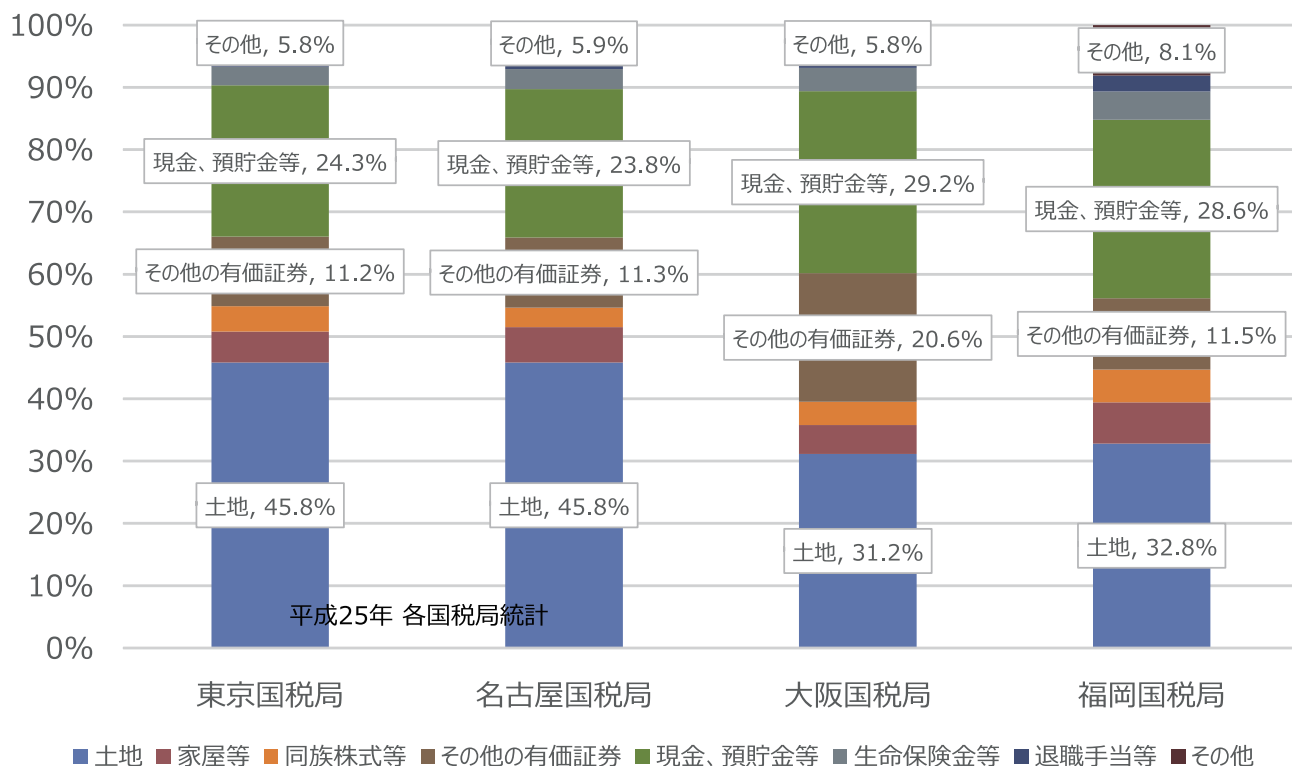
## 各地で異なる相続事情 東京・名古屋は土地が半分

「相続財産の半分は土地です」ということを聞いたことがあるかもしれませんが。しかし、そのとおりなのは東京と東京だけです。大阪や福岡では土地の割

合は3分の1程度に低下します。その代わりに増加するのは預貯金です。大阪で特徴的なのは、有価証券の割合が大きいことです。具体的には、国債や投

資信託ではなく、上場株式の割合がほかの地域と比べて圧倒的に大きくなっています。大阪タイプだと、遺産分割がやりやすいですね。

### 相続財産の割合【東京・名古屋・大阪・福岡】



ライフプランに関する相談はお気軽に

**Barms**  
Corporation Co., Ltd.

発行元:バームスコーポレーション(有)  
神奈川県川崎市宮前区土橋2-2-2-301  
tel (044) 854-8480 fax (044) 856-7268  
mail pinfo@barms.jp http://www.barms.jp